

大阪市教育委員会
委員長 池田 知隆 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成20年10月29日付け大市教委第2206号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 20 年 8 月 14 日付け大市教委第 1565 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を一部取り消し、別表 1 に掲げる文書を特定した上で、公開の可否を含めて改めて公開決定等すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 20 年 7 月 31 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「資質向上推進室の会議録 H15、16 年度」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 10 月 14 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

本本文書もしくは電磁的記録を作成していたはずであり、実際に存在していたはずである。大事な会議だから存在しないはずはない。会議録には公開されると困ることが多く書いてあるのではないか。学校の職員会議の記録も公文書として残していることから判断して、本本文書を隠しているか、もしくは十分に探していないと考えられる。何年も前から全ての会議録は公文書になったはずではないか。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 資質向上推進室について

資質向上推進室は、学習指導、生活指導、学級運営等において、指導力を発揮できず、子どもたちの教育への責任が果たせていない教員（保護者・地域・同僚との良好な関係が築けないことなどから、教育活動に支障をきたしている教員を含む。以下「支援を要する教員」という。）として認定された者のうち、校園内の対応だけでは指導力等の向上が困難であることから、校園外において、当該教員の課題に応じた多様なプログラムを研修として段階的かつ効果的に実施する主な場所、または支援を要する教員等に対応する組織の総称であり、研修等の実務に携わる教育職の総括指導主事（平成15、16年当時は主任指導主事）、退職校園長の研修指導員で構成されている。

実施機関の一組織である資質向上推進室での主な業務は、研修指導員が個別に研修受講者に対応し、個々の状況に応じた研修内容を実施することであり、模擬授業や研究授業等の計画的な実施、また社会体験研修等を通じて、実践的な指導力及びコミュニケーション能力の向上を図っている。

研修指導員は研修の実施状況をきめ細かく観察・記録し、進捗状況に合わせて当該教員に指導・助言を行うほか、日々の研修内容や指導内容、進捗状況を記載した上で、評価を行っている。それら研修指導員が作成する資料は、実施機関が有識者等で構成される指導力向上支援・判定委員会（以下「支援・判定委員会」という。）に意見を求め、かつ教育委員会会議に上程する際にも用いられる。

2 異議申立人の主張に対する見解

異議申立人は、「本本文書（もしくは電磁的記録）を作成していたはずであり、実際に存在していたはずであるため。」と本件決定の取消しを主張しているが、実施機関が議事録を作成した事実はなく、本本文書は存在しない。

資質向上推進室での会議は、月に一度程度の頻度で開催しており、主な内容としては、研修指導員による研修受講者等の状況の口頭報告、指導方法や使用する教材の共有化を図るための連絡事項や一般事務連絡、今後の調整を行うための内部的な打合せとして実施している。また、支援・判定委員会や教育委員会会議の開催にあわせて打合せを行うが、これらも個別に関係者間で行う内部的な打合せにすぎない。

そのため、資質向上推進室の会議は、総務局が策定した説明責任を果たすための公文書作成指針（以下「作成指針」という。）における会議要旨等を作成すべき対象となる会議には当たらない。

なお、支援・判定委員会や教育委員会会議においては、それぞれ議事録は存在して

いる。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書について、不存在を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件文書を作成していたはずであり、実際に存在していたはずであるとして、本件決定を取り消し、本件文書を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

3 本件文書の存否について

(1) 実施機関の説明によれば、資質向上推進室での会議は、月に一度程度の頻度で開催していたが、内部的な打合せに過ぎず、会議録を作成した事実はなく本件文書は存在しないとのことである。

(2) これに対し、異議申立人は、大事な会議だから存在しないはずがなく、本件文書は存在するはずであるとし、公開されると困ることが多く書いてあり隠しているか、もしくは十分探していないと主張している。

(3) そこで、資質向上推進室での業務及び会議の詳細について、実施機関に確認したところ、次のとおりの説明であった。

ア 資質向上推進室とは、支援を要する教員等に対応する組織であり、平成15年度及び16年度は、部長、課長代理、主査のほか、研修等の実務に携わる教育職の主任指導主事及び研修指導員で構成されていた。

イ 資質向上推進室の主な業務は、研修指導員が個別に研修受講者に対応し、個々の状況に応じた研修内容を実施することであり、模擬授業や研究授業等の計画的な実施、また社会体験研修等を通じて、実践的な指導力及びコミュニケーション能力の向上を図っている。

研修指導員は、研修の実施状況をきめ細かく観察・記録し、進捗状況に合わせて研修受講者に指導・助言を行うほか、日々の研修内容や指導内容、進捗状況を記載した上で、評価を行っている。

ウ 資質向上推進室の会議は、平成15年度は制度立ち上げ時期であったため不定期に開催し、16年度上半期は月2回、下半期は月1回程度行っていた。

エ 会議の主な内容としては、研修指導員が上記イにある研修受講者の状況を口頭報告したり、指導方法や使用する教材の共有化を図るための連絡事項や一般事務

連絡、今後の調整を行ったりするための内部的な打合せとして実施している。

研修指導員の状況認識等を共有することにより、日常の研修指導に活かすとともに、研修期間中の指導内容や改善状況、面談内容等の形で、後に研修指導員が資料を作成し、支援・判定委員会や教育委員会会議に提出している。

オ そのため、研修指導員が自身のためのメモ書きを作成することはあるが、各自の認識が共有でき、必要と思われる内容は研修受講者の指導に適宜反映すれば会議の目的は達せられるため、特に会議録を作成しなくても事務上の支障もなく、作成していなかったものである。

カ なお、平成 21 年度においても、資質向上推進室の室内会議として同様の趣旨の会議を定例的に開催しているが、これも会議録を作成する必要はないため作成していない。

- (4) 以上の説明によれば、資質向上推進室の会議は、研修指導員における研修内容の改善や支援・判定委員会や教育委員会会議の前段の打合せなどの目的で開催され、会議録は作成していないとのことであるが、異議申立人は、実施機関が十分に対象文書を探索していないと主張している。

そこで、当審査会は、改めて事務局職員をして資質向上推進室が保管する平成 15 年度及び 16 年度の簿冊内に本件文書が存在しないか探索したところ、平成 16 年度分において、資質向上推進室の会議日時や議題等が分かる文書（以下「本件関連文書」という。）が発見された。

- (5) 本件関連文書について実施機関に確認したところ、当時の主任指導主事が会議前に作成し、出席者に配付する会議次第であるとの説明であった。

そこで、当審査会において、本件関連文書が綴じられている簿冊を見分したところ、本件関連文書は会議日時と議題項目が示された会議次第であり、一部、会議で話し合われた内容と思われる事項が、本件関連文書中の余白部分や別の用紙に手書きで記録されていた。

会議日時と会議前に予定されていた議題項目が記載されたものに、手書きの記録が一体的に編綴されていることを考慮すれば、会議要旨として改めて作成されたものとまではいえなくとも、会議録に相当する文書と認められ、本件請求に対し、実施機関は本件関連文書とそれに付随する手書きの記録（以下「付随記録」という。）を特定すべきであったと認められる。

- (6) したがって、実施機関は本件決定を一部取り消し、別表 1 の本件関連文書と付随記録を特定した上で、公開の可否を含めて改めて公開決定等すべきである。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 松戸浩、委員 大久保規子

別表 1

資質向上推進室の会議日時や議題等が分かる以下の文書（平成16年度分）

- ・ 資質向上推進室打合せ（平成16年 4 月 6 日）及び付随記録
- ・ 資質向上推進室打合せ（平成16年 4 月21日）及び付随記録
- ・ 資質向上推進室打合せ（平成16年 5 月12日）及び付随記録
- ・ 資質向上推進室打合せ（平成16年 5 月25日）及び付随記録
- ・ 資質向上推進室打合せ（平成16年 6 月10日）及び付随記録
- ・ 資質向上推進室打合せ（平成16年 6 月28日）及び付随記録
- ・ 資質向上推進室打合せ（平成16年 7 月12日）及び付随記録
- ・ 資質向上推進室打合せ（平成16年 9 月 8 日）
- ・ 資質向上推進室打合せ（平成16年10月14日）